グラフィックデザイン制作業務委託契約書

株式会社ファントムホライズン(以下「委託者」という。)と株式会社レムナントソング(以下「受託者」という。)は、委託者が受託者に委託するグラフィックデザインの制作につき、次のとおりグラフィックデザイン制作業務委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(委託)

委託者は、受託者に対し、以下の業務(以下「本件業務」という。)を委託し、受託者はこれを受託する。

- (1) 業務内容:コーポレートロゴのグラフィックデザインの開発・提案(準委任)
- (2) 成果物:コーポレートロゴのグラフィックデザイン案(以下「本件成果物」という。)
- (3) 仕様・コンセプト等:別途仕様書において定めるとおりとする。

第2条(業務内容)

- 1. 受託者は、委託者からグラフィックデザインにかかる仕様・コンセプト等についてのヒアリングを実施し、2024年10月31日までに仕様書を作成して委託者の承諾を得る。
- 2. 受託者は、仕様書に基づき、2024年12月31日までに、本件成果物を委託者に対して提出する。本件業務は、委託者による成果物の提出をもって完了する。
- 3. 委託者の都合によりスケジュールが遅滞した場合には、双方協議の上、以後のスケジュールを変更する。

第3条(委託料)

- 1. 本件業務にかかる委託料は金3,000,000円(税込)とする。
- 2. 委託者は受託者に対し、本件業務の委託料を、本件成果物の提出がされた日の翌月末日までに、受託者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は委託者の負担とする。
- 3. 本件業務の遂行に必要な旅行交通費、消耗品等にかかる費用は全て受託者が負担する。 ただし、過分の費用を要するときは、委託者・受託者間で別途協議する。

第4条(仕様の変更等)

- 1. 委託者又は受託者は、仕様書の確定後であっても、相手方の同意を得て、仕様書を変更することができる。
- 2. 前項に基づき仕様書を変更する場合には、委託者及び受託者はあらかじめ本件業務のスケジュール及び委託料の変更について協議を行う。

第5条(再委託)

- 1. 受託者は、委託者から事前の書面による承諾を得ることなく、本件業務の一部又は全部を第三者に再委託することができる。
- 2. 前項に基づき事前に委託者の書面による承諾を得て本件業務の全部又は一部を第三者に 再委託する場合、受託者は、本契約に基づき受託者が負うのと同等の義務を当該第三者に 課す。

第6条(資料の提供・管理等)

- 1. 委託者は受託者に対し、本件業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行う。
- 2. 受託者から委託者に対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、双方協議の上、本契約に定める条件に従い、委託者は受託者に対しこれらの提供を行う。
- 3. 受託者は委託者から提供された本件業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。
- 4. 委託者から提供を受けた資料等が本件業務遂行上不要となったときは、受託者は遅滞なく これらを委託者に返還又は廃棄する。

第7条(秘密情報)

- 1. 本契約において秘密情報とは、相手方に対して委託者受託者秘密である旨を書面(電磁的方法を含む。以下同じ。)で明示して開示する情報(ただし、口頭で開示された情報については、開示当事者が、相手方に対し、開示後2週間以内に開示情報の概要とともに秘密情報である旨を書面で通知した情報に限る。)をいう。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報については秘密情報には該当しない。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方委託者から提供を受けた情報によらず、独自で開発した情報
 - (4) 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- 2. 委託者及び受託者受託者は、秘密情報を厳に秘密として保持し、相手方委託者の書面による承諾なく秘密情報を本契約の履行にかかる目的外で使用してはならない。
- 3. 委託者及び受託者受託者は、次の各号の場合を除き、相手方の書面による承諾なく、秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。
 - (1) 自己又は関係会社の役職員(業務委託社員を含む。)に対して、本契約の履行に必要な範囲内で、開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を負う場合に限る。
 - (2) 本件業務の再委託先に対して開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を負う場合に限る。
 - (3) 弁護士、公認会計士又は税理士等の法令上守秘義務を負う者に対して、必要な範囲で秘密情報を開示する場合。

第8条(知的財産権)

- 1. 本件成果物(これを構成する図画・写真・文章等を含む。以下本条において同じ。)の著作権 (著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)その他の一切の知的財産権は、受託 者又は第三者が従前から保有するものを除き、本件成果物の検収完了と同時に、受託者か ら委託者に移転する。また、受託者は、本件成果物について、著作者人格権を行使しない。 なお、権利移転の対価は委託料に含まれる。
- 2. 受託者は、委託者による事前の同意を得ることなく、前項によって委託者に移転されない知的財産権にかかる素材等を本件成果物に使用してはならない。また、委託者の同意を得てこれを使用する場合には、委託者による当該素材等の無制限の利用(複製・改変や第三者への利用許諾を含む。以下本条において同じ。)を許諾し又は第三者の許諾を得るとともに、委託者及び委託者から許諾を得た第三者に対して著作者人格権を行使せず又は権利者にこれを行使させない。

第9条(権利義務の譲渡の禁止)

受託者は、委託者の事前の書面による同意を得ることなく、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

第 10 条 (解除)

- 1. 委託者又は受託者は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約及び委託者及び受託者間の別の契約(以下「本契約等」という。)の全部又は一部を解除することができる。ただし、当該事由が解除を行う当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除をすることはできない。
 - (1) 本契約等に定める条項につき重大な違反があったとき。
 - (2) 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は相手方がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。ただし、一部の履行不能の場合は当該一部に限る。
 - (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 本契約上、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約の目的を達する ことができない場合において、相手方が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (5) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、滞納処分の申立、その他公権力の処分を受けたとき。
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他法的倒産手続の申立を 受け、若しくはこれらの申立を行ったとき、又は私的整理の開始があったとき。
- (7) 支払停止、支払不能に陥ったとき。
- (8) 自ら振出し又は裏書した手形・小切手が一度でも不渡りとなったとき。
- (9) 資本減少、主要な株主又は取締役の変更、事業譲渡、合併、会社分割等の組織再編 その他の会社の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じたとき。
- (10) 公序良俗に反する行為、その他相手方の信用、名誉を毀損する等の背信的行為があったとき。
- (11) 解散し、又は事業を廃止したとき。
- (12) 信用の失墜又はその資産の重大な変動等により、当事者間の信頼関係が損なわれ、 本契約の継続が困難であると認める事態が発生したとき。
- (13) 代表者が刑事上の訴追を受けたとき、又はその所在が不明になったとき。
- (14) 監督官庁から事業停止処分、又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき。
- (15) その他本契約等を継続し難い重大な事由が生じたとき。
- 2. 前項に定める解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第11条 (反社会的勢力の排除)

- 1. 委託者及び受託者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき 関係を有すること。
- 2. 委託者及び受託者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を 行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. 委託者又は受託者は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が反社会的勢力若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、相手方に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができる。
- 4. 委託者及び受託者は、前項により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとして もこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承する。

第 12 条 (損害賠償)

委託者及び受託者は、本契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対し、本件業務の委託料を上限として、その損害の賠償を請求することができる。

第 13 条 (合意管轄及び準拠法)

- 1. 本契約に関する訴えは、虚舟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 2. 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法令に準拠する。

第 14 条 (協議)

本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い双方協議し、円満に解決を図る。

(以下余白)

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、本契約当事者双方記名押印の上各1通を保有する。

2024年10月01日

(委託者)

住 所 埼玉県流星市霧森6-11-13 会社名 株式会社ファントムホライズン 代表者 月輪 蒼海

(受託者)

住 所 宮城県虚舟町蒼空2-10-18 会社名 株式会社レムナントソング 代表者 夜空 光華